

要介護・要支援者に対する維持期リハの廃止撤回等を求める意見書(案)

(日本共産党堺市議会議員団提案分)

現在、医療保険におけるリハビリテーションは日数上限が設けられ、日数上限を超えて、状態を維持することを目的として行われるリハビリを「維持期リハ」とされている。国は2006年から要介護・要支援者に対する外来の維持期リハについて、廃止する方針を示してきた。しかしながら医療による維持期リハの存続を求める国民の声から廃止の期限を12年もの間、延期してきている。

医療による維持期リハを廃止した場合に受け皿となるはずの介護保険の通所リハ事業所については十分な体制を確保できないままとなっている。大阪の開業医団体である大阪府保険医協会が2017年3月に行った実態調査では今後新たに通所リハ事業所を立ち上げようと考えている医療機関はわずか7%という結果となった。

国は2017年度末の廃止を一年間延期する措置を取ったが、このままでは受け皿確保が間に合わず、「リハビリ難民」が生まれてしまう可能性もある。これは地域包括ケアシステムの構築を目指す国の方針と矛盾する結果となりかねない。医療による維持期リハは要介護・要支援者のクオリティ・オブ・ライフ（生活の質）の確保に役割を發揮しており、通所リハの提供体制が整っていない現状では、一年後の廃止は時期尚早と言わざるを得ない。

よって、本市議会は国並びに大阪府に対し、以下の点について強く要望する。

記

1. 要介護・要支援者への医療による維持期リハを廃止する方針は撤回すること。
2. 維持期リハの継続を担保するために、現在設定されている維持期リハへの減算規定を廃止し、十分な診療報酬とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年6月 日

堺 市 議 会